

回覧

不妊治療費助成事業について（おしらせ）

真室川町福祉課

町では平成25年度より、特定不妊治療費の助成を行ってきましたが、令和元年度より特定不妊治療に加え一般不妊治療の助成も行うことになりました。

- (対象者) ①法律上の婚姻関係にある夫婦
②夫婦ともに又は夫婦のいずれか一方が、真室川町内に住所を有する夫婦
③不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された夫婦
④町税及び町に対し納入義務を有する納入金を滞納していない夫婦
⑤夫及び妻の前年の所得額の合計が730万円未満
⑥特定不妊治療の場合は山形県特定不妊治療費助成事業の決定を受けた方

(助成内容) 一般不妊治療（タイミング療法、薬物療法、手術療法、人工授精）の場合は連続する2年間、年度ごとに7万円を上限として助成します。
特定不妊治療を行った場合は県助成を受けた金額を控除した額に20万円を上限として、治療開始年齢40歳未満の方は6回まで、40歳以上の方は3回まで助成します。

(申請方法) 一般不妊治療の場合は、治療が終了した日の翌々月末日までに必要書類を役場福祉課に提出して下さい。
特定不妊治療の場合は、山形県特定不妊治療助成事業の給付決定後の翌々月末日まで町申請書を福祉課に提出して下さい。

(申請に必要なもの)

- 【一般不妊】 ①真室川町不妊治療費助成事業受診等証明書
②不妊治療に係る医療機関及び調剤薬局が発行した領収書の写し
【特定不妊】 ①山形県特定不妊治療費助成金給付決定通知書の写し
②真室川町不妊治療費助成金交付申請書

印鑑

預金通帳（振込先確認のため）

お問合せ

真室川町福祉課健康係 保健師

Tel 62-3436